

議案第 1 2 号

埼玉県都市競艇組合の規約変更について

市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年 3 月 2 3 日から埼玉県都市競艇組合の規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 2 2 年 2 月 2 4 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

加須市、騎西町、北川辺町及び大利根町が合併し加須市（新市）となることにより、埼玉県都市競艇組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県都市競艇組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県都市競艇組合同規約（昭和32年32指令地収第1549号）の一部を次のように変更する。

第2条中「、加須市」を削り、「及び本庄市」を「、本庄市及び加須市」に改める。

附 則

この規約は、平成22年3月23日から施行する。